様式２【一般検査（書面検査）実施通知】

札障第 3558 号
令和 6 年（2024 年）12 月 19 日

市内障害福祉サービス事業者等
代表者　様

札幌市長　秋元　克広

業務管理体制の整備に関する届出事項の確認について（通知）

このことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 3 第 1 項及び同条の 32 第 1 項並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 27 第 1 項、第 24 条の 19 の 2 及び同条の 39 第 1 項の規定に基づき報告等を求めることとしましたので、関係書類の提出をお願いいたします。

記

１　提出書類
⑴　業務管理体制検査調書（自主点検表）
⑵　事業所一覧表
※上記提出書類は、「法令区分」ごとに作成してください。
（別添資料を参照願います）

２　提出期限
令和 7 年 1 月 20 日（月）

３　書類の提出先
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課指定指導担当係
【送付先】jigyousyasitei@city.sapporo.jp
※電子メールで提出してください。また、提出書類は必ずエクセルファイルのまま提出してください。

４　その他
提出いただいた資料は、集団指導等の場において活用させていただく場合があります。

保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
指定指導担当係　法量
TEL：011-211-2938　FAX：011-218-5181

別添

確認検査（一般検査）の実施について

障害福祉サービス事業者等は、不正事案の発生防止の観点から、利用者の保護及び事業運営の適正化を図るため「業務管理体制の整備」が義務付けられています。

具体的には、事業者における事業所の数に応じて、①事業所等の職員の法令遵守を確保するための責任者「法令遵守責任者」を配置すること、②法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した規程を整備すること、③外部監査（財務外部評価・第三者評価など）による業務執行の状況の監査を行うことが必要となります。

札幌市では、届出のあった業務管理体制の整備内容及び運用状況を確認するため、本市に届出のあった全ての事業者を対象とし、定期的（概ね３年に１回）に確認検査（一般検査）を実施します。

１　業務管理体制の法令区分と提出様式

<table>
<tr><th>法令区分</th><th>サービス種別</th><th>提出様式１</th><th>提出様式２</th></tr>
<tr><td>B</td><td>指定障害福祉サービス（計画相談等（法令区分C）の事業を除く）</td><td rowspan="5">01-●_［○規模用］業務管理体制検査調書
※事業所規模（大・中・小）に応じた様式を提出してください。</td><td>02-1【障がい者サービス】［区分B専用］事業所一覧表</td></tr>
<tr><td>C</td><td>計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援</td><td>02-2【障がい者サービス】［区分C専用］事業所一覧表</td></tr>
<tr><td>D</td><td>児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援</td><td>02-3【児童サービス】［区分D専用］事業所一覧表</td></tr>
<tr><td>E</td><td>障害児入所支援（福祉型・医療型）</td><td>02-4【児童サービス】［区分E専用］事業所一覧表</td></tr>
<tr><td>F</td><td>障害児相談支援</td><td>02-5【児童サービス】［区分F専用］事業所一覧表</td></tr>
</table>

※上記提出様式は、「法令区分」ごとに作成してください（「法令区分」のアルファベットは、「事業者（法人）番号」の上１桁目となります。）。

※提出様式は、以下の札幌市ホームページからもダウンロードできます。

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/gyomukanritaiseikensa.html

※今回の調査対象となっている事業者名及び事業者（法人）番号については、「03_【事業者（法人）番号の確認はこちら】業務管理体制番号一覧.xlsx」ファイルをご確認ください。

２　提出方法

上記１の提出様式を電子メールで提出してください。

【送付先】jigyousyasitei@city.sapporo.jp

※法人単位で取りまとめて提出してください。

※提出の際には、エクセルデータのファイル名に「法人名」を入力のうえ、メールの件名を「〔法人名〕業務管理体制検査調書提出」とし、メール本文に法人名、担当者、連絡先を必ず記載してください。

※必ずエクセルファイルのまま提出してください。

３　事業所規模に応じた整備内容（参考）

【小規模事業者】 （事業所数：20 未満）	【中規模事業者】 （事業所数：20 以上 100 未満）	【大規模事業者】 （事業所数：100 以上）
		業務執行の状況の監査
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任

※事業所の数え方…上記１にて定める「法令区分」ごとの事業所の数

【例】

・居宅介護と同行援護：「Ｂ」２つ

・児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能：「Ｄ」２つ

・計画相談支援と障害児相談支援：「Ｃ」１つと「Ｆ」１つ

・障害者支援施設で生活介護と就労継続支援Ｂ型：施設の数で数えるため「Ｂ」１つ

（従たる事業所、出張所はカウントしません）

４　留意事項

「業務管理体制検査調書（自主点検表）」にて、法令遵守責任者の役割を例示しております。

こちらは、法令上で明記されている訳ではありませんが、ぜひ法令遵守責任者として果たしていただきたい役割となっておりますので、この機会に、改めて法令遵守責任者の役割を精査いただきますようお願いいたします。